

◎連帯保証人確認書：看護学生修学資金の貸付けに関する連帯保証人となるにあたり、下記事項をお読みいただき、ご理解いただいたうえで、裏面に署名及び押印をお願いします。

香川県看護学生修学資金連帯保証人確認書

<裏面>

香川県看護学生修学資金の貸付けに関する連帯保証人となるに当たり、下記の事項をお読

みいただき、ご理解いただいたうえで

保証人が、債務者本人の財産に返済能力があることを証明することでその責任を免れることができる権利

### ③分別の利益（民法第465条）

保証人が複数いる場合、債務を平等に分割した額の範囲しか責任を負わない。

Q2：連帯保証人が返還した場合、借主等へ請求できますか。

A2：借主に請求する権利（求償権）があります。他の連帯保証人がいる場合は内部の負担割合に応じて請求できます。

Q3：連帯保証人が死亡した場合、どうなりますか。

A3：債務は相続人に相続されます。相続人の方は速やかに借主に連絡し、貸付けを申請した香川県医療政策課へ届け出てください。相続放棄をした方は、その事実を確認できる書類の提出が必要です。（ご家族の方が、あなたが連帯保証人になっていたことを知らないまま債務を相続することを防ぐため、ご家族の方へ説明しておくことをお勧めします。）

Q4：「返還金の支払遅滞金額が分割金2回分に達した日の翌月に相当する日の前日を経過してもなお、支払遅滞金額が分割金2回分であった場合」とは、どういう場合ですか。

A4：例えば毎月返済（納期限月末）の場合、4/30納期分を滞納したまま、さらに5/31納期分を滞納し、2回分未納のまま5/31の翌月の応答日の前日を経過（6/30午前0時）した場合です。この場合には、当然に期限の利益を喪失します。

### 【県の担当窓口】

香川県医療政策課 医療人材グループ  
電話 087-832-3255（直通）

「香川県看護学生修学資金連帯保証人確認書」について理解したうえで、下記の借主の連帯保証人となります。また、私の住所や氏名を変更した場合は、香川県医療政策課に届け出ます。

記入年

令和 8 年 8 月 8 日

※必ず自筆し、印鑑登録済みの印鑑で押印してください。

<連帯保証人>

印鑑登録済みの印鑑での押印

ふりがな さぬき げんき  
氏名 讃岐 元氣

(昭和 49 年 12 月 31 日生)

香川県高松市高松町1丁目2番地3号

住所 香川アパート3045号

電話090-4545-5656

職業（勤務先）株式会社〇〇サービス

電話087-848-0110

記

連帯保証人が自筆してください

あなたが連帯保証人となる貸付金 【香川県看護学生修学資金】

### 【連帯保証の内容】

借主氏名 県 庁 花 子

貸付金額 月額 50,000 円 / 総額 1,200,000 円

貸付期間 西暦 2026 年 4 月 ~ 西暦 2028 年 4 月 ( 2 年間 )

貸付状況をご記入ください